

# 多数アンカー式補強土壁工法 施工シリーズ⑤

## 労働安全衛生規則

### 1. 労働安全衛生規則の現状について

平成21年6月1日より労働安全衛生規則の一部が改訂され施行されている。ここでは、改訂された内容のうち、足場、架設通路及び作業構台からの**墜落及び物体の落下**に係る労働災害防止対策の強化を図った第552条を中心に解説する。

第552条（改訂前）	第552条（改訂後）
<p>事業者は、架設通路については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。</p> <p>一、丈夫な構造とすること。</p> <p>二、こう配は、30°以下とすること。ただし、階段を設けたもの又は高さが2m未満で丈夫な手掛を設けたものはこの限りでない。</p> <p>三、こう配が15°をこえるものには、踏さんその他の滑止めを設けること。</p> <p>四、墜落の危険のある箇所には、<b>高さ75cm以上の丈夫な手すりを設けること</b>。ただし、作業上やむを得ない場合は、必要な部分を限って臨時にこれを取りはずすことができる。</p> <p>五、たて坑内の架設通路でその長さが15m以上であるものは、10m以内ごとに踊場を設けること。</p> <p>六、建設工事に使用する高さ8m以上の登さん橋には、7m以内ごとに踊場を設けること。</p>	<p>事業者は、架設通路については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。</p> <p>一、丈夫な構造とすること。</p> <p>二、こう配は、30°以下とすること。ただし、階段を設けたもの又は高さが2m未満で丈夫な手掛を設けたものはこの限りでない。</p> <p>三、こう配が15°をこえるものには、踏さんその他の滑止めを設けること。</p> <p>四、墜落の危険のある箇所には、次に掲げる設備（丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）を設けること。ただし、作業上やむを得ない場合は、必要な部分を限って臨時にこれを取りはずすことができる。</p> <p><b>イ 高さ85cm以上の手すり</b> <b>ロ 高さ35cm以上50cm以下のさん又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「中さん等」という。）</b></p> <p>五、たて坑内の架設通路でその長さが15m以上であるものは、10m以内ごとに踊場を設けること。</p> <p>六 建設工事に使用する高さ8m以上の登さん橋には、7m以内ごとに踊場を設けること。</p>

### 2. 細部事項

土木工事安全施工技術指針 平成21年改訂版（右挿絵）p. 280に示されている上記規則の細部事項を示す。

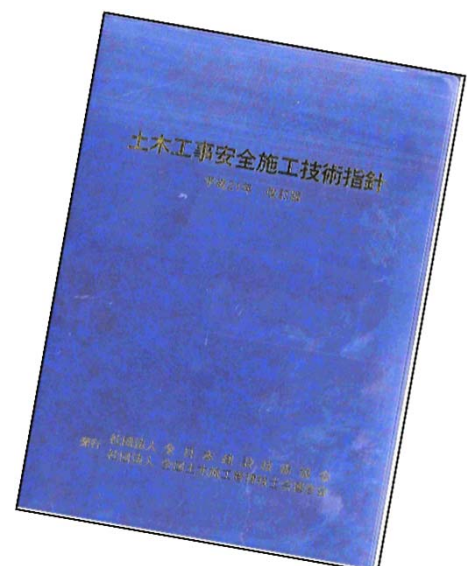
（中略）

(3) （規則第552条）第四号イ及びロの「高さ」とは、架設通路面から手すり又はさんの上縁までの距離をいうものであること。

(4) 第四号の「さん」とは、労働者の墜落防止のために、架設通路面と手すりの中間部に手すりと平行に設置される棒状の丈夫な部材をいうものであること。

(5) 第四号ロの「これと同等以上の機能を有する設備」には、次に掲げるものがあること。

- ア 高さ35cm以上の幅木
- イ 高さ35cm以上の防音パネル（パネル状）
- ウ 高さ35cm以上のネットフレーム（金網）
- エ 高さ35cm以上の金網
- オ 架設通路面と手すりの間において、労働者の墜落防止のために有効となるようにX字型に配置された2本の斜材



### 3. 多数アンカーの墜落防止設備について

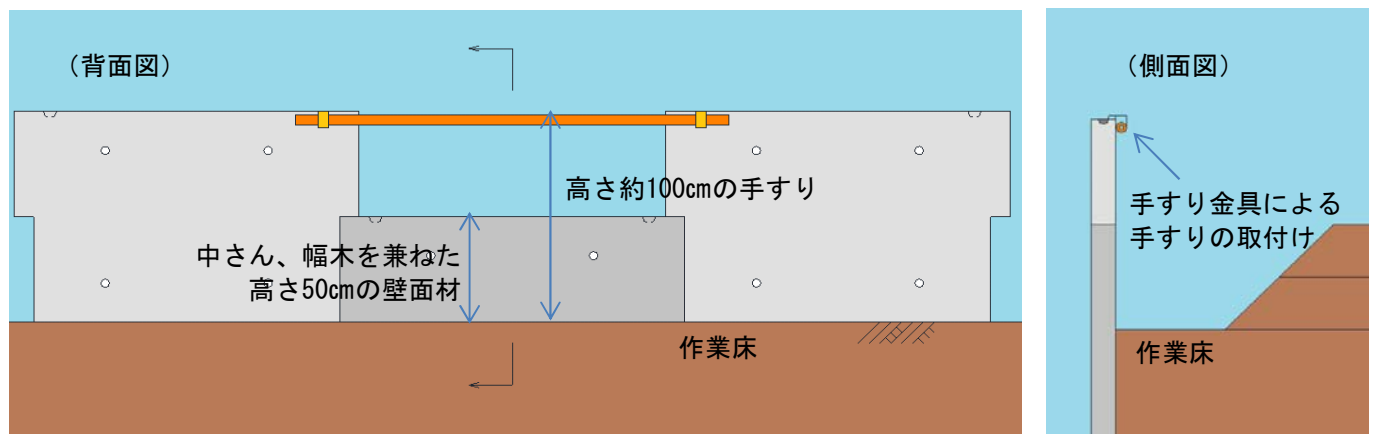
#### 手すり金具

多数アンカーを組立てる際、壁面材は千鳥配置となることから、段差部（施工中、壁高さが50cm低い箇所）は墜落の危険のある箇所だと考えられるため、**専用の手すり金具**が用意されている。

この手すり金具を用いることで下図のように、壁面材の段差部に作業床から**高さ約100cmの手すり**を設置することができる。また、段差部の壁面材は50cmの高さを有しているため、**15cm以上の幅木、および高さ35cm以上50cm以下の中さんと同等以上の機能を有する設備となる**ことから、労働安全衛生規則等に則った施工が可能である。



多数アンカー式補強土壁工法の転落防止措置の例



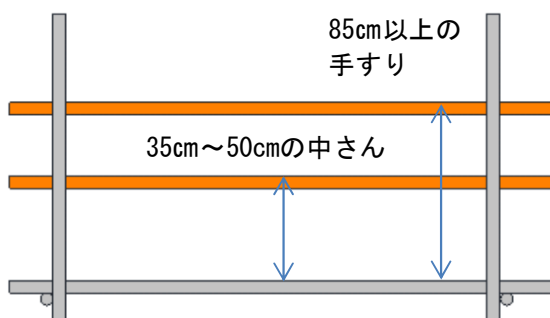
#### (留意事項)

- ・ 施工時、壁面材近傍の盛土については、作業床から壁面材の高さを50cm未満としてはならない。  
→ 工程の都合上、作業床からの壁面材の高さが50cm未満となる場合には、別途墜落防止設備を設ける必要がある。
- ・ 手すり金具を用いずに多数アンカー式補強土壁工法を施工する場合は、別途墜落防止設備を設けること。

※参考図（全国仮設安全事業協同組合のリーフレットより引用）

[http://www.kasetsuanzen.or.jp/download/download\\_02/others/pdf/anzen\\_taisaku.pdf](http://www.kasetsuanzen.or.jp/download/download_02/others/pdf/anzen_taisaku.pdf)

#### 労働安全衛生規則



#### 部長通達及びガイドライン

